

阪神大震災に関する特別決議

1995年1月30日 日本労働者協同組合連合会・全国代表者会議

全国の労働者協同組合の仲間のみなさん！

阪神大震災は、死者5千人、倒・損壊家屋9万棟というかつてない大規模な被害をもたらすとともに、当該地域の労働者協同組合と組合員の生活に大きな爪あとを残しました。

労働者協同組合と連合会は、阪神大震災とその復興を、自らの存在をかけた最大の問題として受けとめ、震災地労働者協同組合への支援・連帯と、全国の各労働者協同組合の仕事と運動の大きな飛躍を、統一して、全力で取り組むことを決意しました。

仲間のみなさん！

たとえば「神戸市長田区の町の中に緑地や公園があれば、これほど多くの高齢者が焼き殺されなくてもすんだのではないか」と言われるよう、今回の震災は、まちづくりをめぐる重大な問題点を私たちにつきつけました。それは、被災地域にとどまらず、日本全体の政治・経済・社会の根本問題を示しています。
——自然をあなどり、日本が地震列島であることを軽視した国土づくり
——大企業の金もうけ・経営効率第一主義の結果、人間のいのちとくらし、自然を軽視したまちづくり
——行政は、人命救助の機構を何ら持っていないことを暴露し、安直な工事で莫大な利潤をあげた大手ゼネコンは、再び、復興でもうけの機会をねらっています。

仲間のみなさん！

こうしたかつてない大災害の中で、労働者協同組合の仲間は、いち早く行動に立ち上りました。

何よりも被災地で、少なからぬ仲間が自らも傷つき、家を失う中にあっても、人々のいのちとくらしを守るために、機敏に、自発的に活動したことです。

高齢者介護や給食・給水、清掃・片づけ、住宅修復など、労働者協同組合は、自治体と市民に頼られる存在として奮闘しています。

大震災直後、連合会はただちに支援・連帯行動を開始し、まだ危険が残っている中から、近隣の労働者協同組合をはじめ、全国の労働者協同組合が人と物資を送り込み、「全国観点」をいかんなく発揮しました。

さらに、こうした大震災の中で、人々のいのちとくらしを守る「非営利・非政府（NPO、NGO）」の自発的な行動が、あらゆるところから現れ、日本社会の中において確固とした評価を集めつつあります。

仲間のみなさん！

地震直後の混乱期が終わり、今後は人々のくらしを再建しつつ、本格的な地域復興に取り組む時期に移ります。労働者協同組合と非営利・協同の活動の真価が、いよいよ問われることになります。

すべての仲間の徹底した話し合いを通じて、被災地の復興への支援・連帯と、自らの労働者協同組合の仕事と運動の飛躍を統一してすすめよう。

——1千万円カンパを超過達成するとともに、すべての労働者協同組合から必要な人と物を現地に送り、「建設協同組合」をも展望しながら、労働者協同組合の地域復興事業を大きく支えよう！

——すべての労働者協同組合が、いのちとくらし、地域を守り育てる力量を身につけ、地域住民の目に見える存在として、飛躍的に成長しよう！

——「非営利・協同」の活動に取り組む圧倒的な人々と連帯して、いのちとくらしを守る、日本の経済、社会、政治への転換をすすめよう！

阪神大震災救援の取り組みについて

1995年2月7日 紀ノ川農業協同組合組合長理事 西浦正晴

拝啓 余寒厳しき候ますますご隆昌のことと拝察いたします。

さて、阪神大震災から20日がたち、復興にむけて被災地では必死の努力が続けられていることとお聞きしています。私ども紀ノ川農協は、農民連や近隣の生協や産直組織の仲間たちと共に被災後すぐに救援活動に取り組み、みかんや米、缶詰、野菜などの食料を中心に救援物資を数次にわたって現地にお届けしました。阪神地域では、生活協同組合、兵庫農民連、その他多くの産直仲間が被災しました。施設や商品の被害は勿論、亡くなられた方も少なくありません。また、いまだにガスや水道が出ない所も多く、食事も改善されておらず、心身ともに忍耐の限界に来ているとも伝えられています。私どもでは現在、引き続いだ微力ながら物資の救援に取り組みながら、復興のための資金の一部としていただくための義援金を組合員に訴えているところです。組合員からの義援金については、10日に一旦集約して現地にお届けする予定です。また、今後も長期にわたって取り組んでいきたいと考えています。

地震発生以来、多数の産直仲間の組織の方々から救援の取り組みのお知らせや協力依頼をいただき、本来ならばその全てにお応えしなければならないことは存じますが、以上のように取り組んでおりますことを取り合えずお知らせしてご了解をお願いする次第です。ある程度集約できました時点で、連絡いただいた皆様方に再度ご報告させていただく所存です。今後とも共に救援活動に全力をあげていきましょう。

震災後の住まいづくりを考える

谷守 正康（神戸市／新建築家技術者集団全国幹事）

今回の阪神大震災を、市民生活の基盤である住まいについて考えてみましょう。／地震の通った跡を西から、神戸市西区玉津、須磨区板宿、長田区駒ヶ林、兵庫区上沢通、中央区元町～三宮、灘区水道筋、東灘区住吉と歩いてみました。被害を受けているのは古い建物が多いことです。／日本瓦ぶきの屋根で、葺土の上に瓦を置いただけの昔ながらの家は、瓦がずり落ちています。筋違い（すじかい）のない家や、あっても少なかつたり配置のよくない家など、構造計画の悪い家は1階がつぶれたり、全壊したり相当の被害を受けています。／プレハブやツーバイフォーの家は耐震で優れているといえそうです。在来工法の木造の家では、構造計画の悪いものや施工のよくないものは、被害を受けているものが多いようです。／理にかなった構造設計がなされ、きちんと施工され、管理を受けた家は信頼性が高いといえるでしょう。／しかし、いくら構造的にしっかりしていても火災にあった家が多くありました。いまの建築基準法の考え方は、倒壊する前に逃げる時間がある、火の回る前に逃げる時間があるということを保障しようというものです。ですから、逃げることはできたとしても類焼をまぬがれることはできません。防火的に最大の弱点である窓対策が重要です。／地震後、建物の再使用にあたってしなければいけないことは、専門家による診断を受けることでしょう。／柱と梁の仕口（しぐち、接合部のこと）が損傷を受けていないか、基礎回りに異常が見られないか、外壁材の留め金具に損傷はないか、など素人には判断の難しいこともあります。／とりあえずの点検としては、所有者、管理者用の「自己診断マニュアル」という静岡県の作成したチェックシートがあります。専門家用の「応急危険度判定調査票」というものもありますが、最終的に専門家の綿密な調査、分析、判定が必要です。／鉄骨造りや鉄筋コンクリート造りなので、類焼を受けて建物内部は燃えてしまったが軀体は残った場合、再使用できるかの判断、今回の地震ではもったが、現行の建築基準法の構造計算規準にてらしてどの程度の耐震性があるのかの判定などは、特に専門家の調査が必要になってくると思われます。正確な判断をするには確認申請書や竣工図、増改築図面や改修記録、構造計算書など整備されていればより正確な判定作業ができます。

（『兵庫民報』1995・2・5より転載）